

てまりグループホーム重要事項説明書

令和5年7月1日改定

1 てまりグループホームの概要

(1) 組織の概要

施設名称	「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護」てまりグループホーム
所在地	新潟県長岡市平1丁目3番60号
電話・FAX番号	TEL 0258-52-4100 FAX 0258-51-5512
保険事業者指定番号	1570202240
開設年月日	てまりグループホーム 平成13年4月9日
交通の便	栃尾バスターミナルより栃堀線乗車10分平下車徒歩1分

(2) 建物の概要

都市計画法上の用途地域	都市計画法第18条第1項第1号の用途地域
建物形態	併設型
建物構造	軽量鉄骨ラーメン構造 溶融亜鉛アルミニウム合金メッキ処理（2階建ての2階部分）
広 さ	1室当たりの平均居室面積（10.72㎡） 敷地面積（256.74㎡） 延床面積（499.20㎡）

(3) 職員体制

	職務内容	配置数
・ 管理者	業務の一元的な管理	1名（常勤・兼務）
・ 介護支援専門員	介護計画の作成等	1名（常勤・兼務）
・ 計画作成担当者	介護計画の作成	1名（常勤・兼務）
・ 介護職員	介護業務	入居者3名又はその端数を増すごとに1名以上の配置（3：1）

(4) 勤務体制

・ 早出	7：15～16：15	1名
・ 準早	8：00～17：00	1名
・ 日勤	9：00～18：00	1名
・ 遅出	9：45～18：45	1名
・ 夜勤	16：30～翌日10：00	1名

* 入居者の方の状態等に合わせ、日勤帯は2～3名の職員で対応いたします。

(5) 整備の概要

定 員	9 名（1 ユニット）
居 室	個室 9 室
共用スペース	浴室・ランドリー・便所（3 ヶ所）・リビングダイニング・キッチン・談話室

2 サービス内容

・ 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	栄養士により栄養管理がされている食事提供を行います。
排 泄	入居者の状況に応じ、適切な排泄の援助を行います。
入 浴	入居者の意思を尊重し、入浴を行います。
日常生活上の お世話	・ 離床 寝かせきり防止に配慮します ・ 着替え 起床時、就寝時等のお手伝いをします ・ シーツ交換 ・ 整容 ・ 健康管理 ・ 洗濯 ・ 居室内清掃 ・ 行政手続きの代行、その他
機 能 訓 練	脳リハビリ、生活リハビリ等により生活機能の維持・改善に努めます。
健康管理	てまり訪問看護ステーションと契約し、日常の健康管理及び緊急時 24 時間対応体制をとるものとする。（医療連携体制加算）

(1) 介護保険給付サービスの利用料

利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。（別紙料金表参照）

* 料金は介護保険に基づくものであり、改正があった場合は、変更となります。

(2) 介護保険給付外費用

・以下のものは、実費となります。

種 類	内 容
食 費	1日につき 1,850円
光熱・水費	1日につき 750円
住 居 費 (ホテルコスト)	1日につき 1,200円
敷 金	100,000円 (退去時の居室修繕費として預かり、実費を差し引き残金は返還する。)
その他の 実費	・排泄に関わる費用（紙おむつ代等） ・理美容代金 ・医療費 ・希望による寝具リース代 1日 120円 ・日用品 ・レクリエーション代金 ・家族会費（入会して頂きます）月 1,000円

☆ 保険者から給付額の変更通知があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更させていただきます。

☆ 入居者が入院又は外泊された場合にお支払いいただく利用料金は、下記の通りです。

※ 住居費（ホテルコスト） 1日につき 1,200円
光熱・水費（共益費） 1日につき 750円

3 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

＊ 基本理念

「安心して過ごせる環境をつくり、自分らしく暮らし続けられるよう支援します。」
～その時その人にあったサービスを提供し、その人らしい暮らしを支援～

(2) 運営について

- ・ 事業者は、社会的使命を十分に認識し、従業者の資質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また適切かつ効率的に生活介護を実施できるよう、従業者の勤務体制を整備します。

なお、研修は次の通り設けるものとします。

- ①採用時研修 採用後3ヶ月以内に実施
- ②継続研修 年5回以上

- ・ 事業者は、従業者の清潔保持および健康状態について管理を行うとともに、その設備、備品について衛生的な管理を行います。
- ・ 事業所に係る第三者評価事業を2年に1回受け、評価の結果を公表するものとする。
ただし、サービスの観点から、第三者評価を実施しない年度についても自己評価を行い、質の向上と改善を図るものとする。
- ・ 外部評価実施状況
 評価機関名 MMC 総合コンサルティング株式会社
 実施年月日 令和4年10月24日
 結果の開示 令和4年12月1日

(3) 入居にあたっての留意事項

面会	・ 原則午前10時から午後16時までとしますが、この時間以外に希望される時はご連絡ください。 ・ 宿泊は、2日前までにご連絡ください。 宿泊費として1泊、500円いただきます。
外出・外泊	・ 事前にお知らせください。
住居・居室の利用	・ 共同生活住居内の設備、備品等は本来の用法に従ってご利用ください。故意または重大な過失により破損等が生じた場合は、自己の費用により現状復旧をお願いします。 ・ 他の入居者に迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。
持参金・現金等	・ 持参品はご利用者様の愛用の物品を持参ください。 ・ 紛失しないよう名前を書ける物には記入をお願いします。 ・ 現金は基本的にお預かりしませんが、お預かりする場合は、「預かり金取り決め」に添ってお預かりいたします。

(3) 入居者が病院等に入院された場合の対応について

※ 当施設を利用中に、医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は以下の通りです。

① 検査入院等、2ヶ月以内の短期入院の場合

2ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設を利用する事ができます。
但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

住居費（ホテルコスト）1日につき	1,200円
光熱・水費（共益費）1日につき	750円

② 2ヶ月以内の退院が見込まれない場合

2ヶ月以内に退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。
解約日までの住居費及び光熱・水費は発生し、利用料金をご負担いただきます。

(4) 利用料金のお支払い

- ・ 口座振替にてお支払いいただきます。
 - ① えちご中越農業協同組合 ② 郵便局 ③ 代金回収センター
- ※ 振替手数料（別紙参照）が発生し、利用料と併せてご請求させていただきます。

(5) 協力医療機関

【荒井医院】 長岡市栃尾表町1番4号 0258-52-2248
【北ながおか歯科診療所】 長岡市宝2丁目2-16 0258-89-6693

入居者の受診については、個人の主治医と対応させていただきますが、緊急時等は法人と協力委託している上記の診療所と連絡を取って対応させていただくことがあります。

(7) 健康管理

- ・ 定期受診および必要・緊急時受診の対応について、ご家族の方をお願いしております。対応が難しい場合などはご相談ください。申し訳ございませんが、協力医療機関以外の受診につきましては、ご家族の方をお願いしております。
- ・ てまり訪問看護ステーションによる健康管理（随時）および緊急時24時間対応
- ・ てまり訪問看護ステーションによる通常及び状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整
- ・ てまり訪問看護ステーションによる看取り「ターミナルケア」に対する対応
- ・ 歯科医による訪問診察

(8) 緊急時の対応方法

入居者の容態の変化等あった場合、その他必要な場合は、主治医や協力医療機関への連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。
夜間・休日等の受診や、体調急変時の救急車要請の場合は、長岡地区当番病院への受診になりますので、家族の方に対応していただくことになります。

(9) 重度化した場合における対応について

- ・ 「認知症対応型共同生活介護が行う重度化した場合における対応の指針」に基づき対応するものとする。

(10) 看取り（ターミナルケア）介護における対応について

- ・ グループホーム事業所のサービス開始時及びケアプラン作成時、又は様態変化による変更時、本人及び家族に終末期の確認をする。
- ・ 入居者・家族が希望する場合は「グループホームにおける看取り看護に関する指針」に基づいて、主治医及び契約している、てまり訪問看護ステーションとの連携の上看取り看護を行う。
- ・ 看取りに関する職員研修を行う。

(11) 非常災害対策

防災時の対応	事業所防災計画により対応します。
防 災 設 備	定期的に点検整備を実施します。
防 災 訓 練	年3回利用者及び従業者等の訓練を行います。

(12) サービス内容に関する相談・苦情

- ・ 苦情解決責任者 杵渕 浪子（てまり総合ケアセンター 施設長）
- ・ 苦情受付担当者 佐藤 正司（てまりグループホーム 管理者）
苦情相談等、面談、電話（52-4100）書面等、24時間随時受け付けます。
また、第三者委員へ直接申し出ることもできます。
- ・ 当事者間で解決できない苦情については、新潟県社会福祉協議会に設置されている「新潟県福祉サービス運営適正化委員会」に申し出ることができます。また、介護保険に関する苦情については、市町村の担当窓口、新潟県国民健康保険団体連合会に申し出ることもできます。

長岡市福祉保健部介護保険課給付係 TEL 0258-39-2245

新潟県福祉サービス運営適正化委員会 TEL 025-281-5609

（新潟県社会福祉協議会内）

新潟県国民健康保険団体連合会 TEL 025-285-3072

(13) 損害賠償について

介護サービスの実施にあたり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、地震・水害等の天災や入居時リスク説明書に記載のある内容が原因となる場合については、この限りではありません。

令和 年 月 日

てまりグループホーム入居にあたり、入居者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者	所在地	長岡市平1丁目3番60号
	名称	社会福祉法人 平成福祉会 てまりグループホーム

説明者	管理者	佐藤 正司	㊞
-----	-----	-------	---

私は、契約書および本書面により、事業者からてまりグループホームについての重要事項の説明を受け同意しました。

利用者	住所	
	氏名	㊞

代理人	住所	
	氏名	㊞
	続柄	

身元引受人 兼 連帯保証人	住所	
	氏名	㊞
	続柄	

※本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・捺印し、契約開始となります。